

平成28年11月1日

各部（局）長及び各課（館）長・主幹 宛

瑞穂町長 石塚 幸右衛門
(公印省略)

平成29年度予算編成方針について

1 はじめに

我が国の経済は、このところ弱さもみられますが、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあり緩やかな回復基調が続いています。また国は、「経済財政運営と改革の基本方針2016」を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしています。

一方、瑞穂町の町税収入は、個人所得の増や一部企業が引き続き好調ではありますが、前年度決算額並みと推測しています。しかし、平成28年度は前年度に引き続き普通交付税不交付団体となり、財源超過額が特別交付税から控除されるなど歳入の減額が見込まれます。一方、歳出においては平成29年度から新庁舎の建設開始、公共施設の各種修繕、社会保障関連経費の増加など、予算規模の拡大が避けられない状況になると考えています。

このような中、直面する諸課題に的確に対応し、まちの将来像である「みらいに ずっと ほこれるまち」の実現に向けた取組を展開していかなければなりません。

平成29年度の予算編成は、限りある財源を有効に活用するため、全ての施策を多面的に検証し、改革するとともに、徹底的に無駄を排除しながら、効率的で実効性の高い施策を構築することを基本として、予算編成にあたることを指示します。

2 国の経済の動き

内閣府の月例経済報告（平成28年10月）では、日本の景気は「このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とし、その先行きについては「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」ただし、「海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。また、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」としています。

3 国・東京都の予算編成の動き

国は、平成29年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針として、「経済財政運営と改革の基本方針2016を踏まえ、引き続き、経済財政運営と改革の基本方針2015で示された経済・財政再生計画の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成25年度予算から平成28年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」としています。

一方、平成29年度東京都予算の見積方針では、「東京が抱える課題解決に向けて積極果敢に取り組み、未来への成長創出に向けた改革を進めていくこと」と「全ての事業の総点検を実施し、無駄の排除を徹底して行うなど、都民ファーストの視点に立った財政構造改革の一層の推進を図ること」を二つの基本方針と定めています。

4 瑞穂町の行財政運営の取組

平成28年度の一般会計当初予算では、前年度に比べ普通建設事業費が多額であったため、予算規模が増額となり、財源不足を補填する財政調整基金繰入金金を9億3,000万円繰り入れないと予算が編成できない状況にありました。

一般財源の根幹となる町税収入は、平成28年度決算見込額では、前年度決算額並みと推測しています。しかし、平成29年度からの新庁舎建設や今後見込まれる公共施設の各種修繕など歳出規模が膨らむことが確実であり、財源不

足に対応しなければなりません。このことを職員全員が共通認識し、これまでも増して創意工夫を凝らし、徹底的な無駄の排除等による事業内容の見直し、歳出削減につながる更なる改革に取り組まなければなりません。安定的な経営を継続するために、町民の信頼と理解を得る努力が一層必要となります。

5 平成29年度予算編成に向けた基本的視点

第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画に掲げた各種施策及び第5次行政改革大綱実施細目に基づき、各部（局）、課（館）においては、次の点に留意して予算編成に取り組むよう指示します。

（1）歳入

- ① 町税の課税客体を的確に捕捉し、徴収率については前年度水準を上回るよう努めること。
- ② 国及び都支出金については、補助率の見直し、制度の統合・廃止等、国及び都の動向を的確に捉えるとともに、他市町村との連携を図りながら関係機関に対し、要望活動を実施する等、財源確保に向けた努力を最大限行うこと。
- ③ 各種公共施設料金を含めた受益者負担の今後のあり方について、検討を継続すること。
- ④ 積極的な財源の投入により、集中的・重点的に施策展開を行う取組については、充当可能な基金を活用すること。

（2）歳出

- ① 新規事業及びレベルアップ事業については、類似事業の廃止及び再構築を検証するとともに、十分な効果予測を立て、国、東京都及び各種団体等からの補助金・助成金を確保した上で、所要額を要求すること。
- ② 各種工事・委託・物品購入等について、厳格に積算すること。
- ③ 行政評価及び行政改革の視点から事業の見直し、廃止及び縮小に取り組むこと。

④ 経費については、基本的にゼロシーリングとすること。ただし、次に記載の事項については、予算見積り、特定財源の確保等に留意することを前提に、所要額を見積もること。

ア 義務的経費（人件費、公債費、扶助費）

過去の決算額及び現状の分析・検証を踏まえた上で、必要な所要額を算出すること。また、臨時職員の配置については、その必要性について再度検証すること。

イ 法令運用経費等

国及び東京都の制度等により、政策的判断の余地が少ない事業については、対象者数、事業規模等を適切に把握した上で見積もるとともに、経常・定例的事務のより効率化を図りながら、一般財源所要額を算出すること。

ウ 政策的経費

町独自で判断が可能な事業については、事業の必要性・内容・効果に加え、現状、他課（館）の所管事業との重複、選択の視点等あらゆる角度から徹底して検証するとともに、併せて充当可能な特定財源も調査し、一般財源所要額を算出すること。

⑤ 各種委託料及び土地賃借料については、見直し等により精査し、再度抑制に取り組むこと。

⑥ 各種補助金については、補助対象団体の決算状況を踏まえた上で、執行率や事業内容を精査し、補助金の適正化を進めること。特に、一般財源を投入するものについては、補助金の必要性を見極めるとともに、効果検証を徹底すること。

⑦ 修繕料等に係る施設の維持・更新については、単年度の必要修繕所要額を要求するのみではなく、後年度に必要となる更新事項を精査し、手法、コスト等の年次計画を示すこと。

(3) 地域経済の活性化及び町民が安心して生活できるまちづくりを推進し、より質の高い行政サービスの提供を心掛けるとともに、瑞穂町の持続的な発展を維持するため、各種施策の効果予測を立て、予算編成に取り組むこと。

以上が予算編成における基本の方針ですが、平成29年度の基本的視点を第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画の体系別に次のとおり示すこととし、その他は企画部長通知により知らせます。

I 皆でささえ健やかに暮らせるまち

- (1) 生活習慣病の予防及び将来の医療費負担の抑制を目指し、特定健康診査、特定保健指導、相談事業等の充実を図ること。また、関係計画との整合を図りながら、第3期特定健康診査等実施計画を策定すること。
- (2) 妊産婦健康診査、各種予防接種及び各種がん検診の充実に加え、乳幼児の訪問事業の充実を図り、疾病の予防に努めること。
- (3) 出産及び育児に関する負担・不安を軽減し、妊産婦の心身の不調を早期発見・支援するため、出産・子育て応援事業を推進すること。
- (4) 公立福生病院と町内医療機関との連携を更に推進し、地域医療の充実を図ること。
- (5) 第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者のニーズに合った質の高いサービス提供に努めること。また、関係計画との整合を図りながら、第7期介護保険事業計画を策定すること。
- (6) 地域包括ケアシステムの構築に向け、中心的役割を担う2か所の地域包括支援センター（高齢者支援センター）の質の向上を図ること。
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業について、地域包括ケアシステムの一端を担い、地域に合った事業を展開するため、既存の地域資源を活用し地域との連携を図ること。

II 生きがいとふれあいのあるまち

- (1) 第3次地域保健福祉計画の進捗状況を的確に把握しながら、事業の着実な推進を図ること。また、関係計画との整合を図りながら、第5期障害福祉計画を策定すること。
- (2) あすなろ児童館から遠い地域の子どもたちのため、コミュニティセンターなどを活用し、移動児童館の充実を図ること。
- (3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づき、円滑に各種事業を推進できるよう、サービスの質の向上及びサービス量の確保に努めること。
- (4) 知的障がい者、精神障がい者、認知症など判断能力が十分でない人が不利益を被らないようにするため、保護、支援を行う体制の準備をすること。

- (5) 福祉バス運行に当たっては、安全性の確保に努めるとともに、利用者の利便性の向上及び登録者の増加に向け継続的な研究を行うこと。
- (6) 保育園及び学童保育クラブの待機児童対策について、民間及び関係機関と連携し、事業を進めること。
- (7) 子ども・子育て支援事業計画に基づき、複雑・多様化する子育て全般を支援するため、福祉、保健・医療及び教育分野の関係機関と密接に連携しながら、相談、調整、要保護児童対策等、強化充実を図ること。
- (8) シルバー人材センター、社会福祉協議会等の自立を促進しながらも、退職後の就業及び地域活動の担い手確保として実施する事業への適切な支援を行うこと。

Ⅲ 豊かなこころを育むまち

- (1) 児童・生徒の学力の向上及び豊かな心の育成のため、教職員の指導力向上に努めること。また、外部評価等による評価の充実を図りながら、各学校の取り組むべき課題を明確化し、教育課程編成に活用すること。
- (2) 地域の専門家や住民の協力及び関係各課（館）との連携により、「ふるさと瑞穂」の自然や文化を大切にし、郷土を理解し誇れる児童・生徒を育成するため、ふるさと教育推進事業の充実を図ること。
- (3) 学力調査の結果分析により、明確化した課題への対策として、従来から実施している漢字・英語検定及びフューチャースクール（補習教室）、東京ベーシックドリルの活用等、学力向上に向けた取組を更に充実すること。なお、東京ベーシックドリルについては、小学生に加え、中学生においても活用すること。また、学習サポーターの適正配置及び教員との連携を強化し、授業を効率的・効果的に進め、児童・生徒の学力向上を図ること。
- (4) 教育相談事業及び特別支援教育の充実を図ること。また、「全校への特別支援教室設置」については、継続的な準備を進めること。
- (5) 既に芝生化された小・中学校6校の校庭管理について、関係者と連携し、住民参加型管理制度を継続して進めること。また、第二中学校の校庭芝生化工事を実施すること。
- (6) 第二小学校及び瑞穂中学校の除湿温度保持機能復旧工事を実施すること。

また、非構造部材耐震対策（小中学校体育館天井）の調査を進める等、安全で快適な学習環境の整備に努めること。

IV 一人ひとりが生涯輝けるまち

- (1) 郷土資料館「けやき館」を、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の拠点施設として町の魅力を内外に広く周知するため、企画展、展示ギャラリー等の内容を更に充実させること。また、隣接施設「耕心館」との事業の一体化を推進すること。
- (2) 瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、観光、歴史・自然等の地域資源を掘り起こし活用するため、ふるさとづくり推進事業を推進すること。
- (3) スポーツ・レクリエーション振興計画に基づき、スポーツ活動の場所の提供、教室の開催等の施策を効果的かつ計画的に推進すること。
- (4) 図書館利用者の利便性の向上を図るとともに、読書活動及び学習の活性化を図るため、学校図書館との連携を強化すること。また、老朽化した施設の改修整備を念頭に置き、将来的を見据えた望ましい図書館のあり方を検討すること。

V 活力とにぎわいのあるまち

- (1) 企業誘致及び起業に関する支援策について、積極的な宣伝活動に努め、更なる成果を上げること。また、平成28年度に発足した「圏央道青梅インターチェンジ活用による産業効果研究会」による調査結果に基づき、既存企業や企業誘致への活用・連携について研究すること。
- (2) 瑞穂町商工会、青梅線沿線地域産業クラスター協議会等と連携し、地域工業の活性化に向けた取組を推進すること。また、企業課題に対する解決支援事業を継続すること。
- (3) 都市農業活性化に向けて、意欲ある就農者の支援を図ること。また、支援の一環として、畜産農家の意欲ある後継者による六次産業化に対する支援を行うこと。
- (4) 農業振興及び商業振興に当たっては、個別施策の創意工夫に努めるとともに

に、効果的な宣伝活動を推進すること。

- (5) 観光専用ホームページを更に充実させるとともに、みずほブランド及び観光資源のPR事業の推進に努めること。
- (6) 水・緑と観光を繋ぐ回廊計画（みずほ・きらめき回廊）の推進に当たっては、当該計画のPR及び観光振興を図るための施策の連携に努めること。また、財源の確保をはじめ、各関係機関と協議を行いながら、関連事業を進めること。さらに、狭山池上流部整備については、ゾーニングによる整備内容を実現するため、地権者や東京都などの関係機関と調整を図り、実施可能な事業に着手すること。

VI 人がつながる温かいまち

- (1) 町内会等の地域づくり事業、町内会加入の促進等を支援するとともに、地域情報コーディネーター制度など、自立と協働の基本理念を踏まえた事業の推進に努めること。
- (2) 地区会館及び地区スポーツ広場について、防球ネットの設置など利用者の利便性及び安全性の向上について継続して取り組むこと。
- (3) モーガンヒル市への中学生の派遣事業を実施し、姉妹都市交流の一層の推進を図ること。また、タイ王国コンケン市との友好と相互理解を深める交流事業を進めること。
- (4) アンネのバラ等の平和関連植物の維持管理、平和のメッセージ等、平和事業の推進に努めること。

VII 安全に安心して暮らせるまち

- (1) 地域防災計画に基づき、防災施設、設備等の充実を図ること。また、防災行政無線のデジタル化への変更について、財源の確保や整備計画の策定等を検討すること。
- (2) 町内会その他の関係機関と連携し、防犯パトロール業務の効果的運用を行うとともに、防犯灯のLED化、交通安全施設の整備等、安全・安心まちづくりの充実・強化を図ること。
- (3) 横田基地に起因する諸問題の解決に向け、周辺自治体とも連携し積極的な

情報収集に努め、国及び東京都の動向に臨機に対応した要請活動を行うこと。

- (4) 町内の飲料水や食品等を扱う企業との災害時食料品供給協定締結に向けて取り組むこと。

VIII 地球を守る環境にやさしいまち

- (1) 環境基本計画に基づき、地球温暖化防止対策を推進すること。また、住宅用創エネ設備・省エネ機器導入費補助等について制度の在り方を検証しながら、環境に優しい効率的なエネルギー供給システムの活用を支援すること。
- (2) 西多摩衛生組合構成市と共同で策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物の処理をより一層適正かつ効率的、効果的に進めること。
- (3) 地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業における温室効果ガス排出量を管理し、目標達成に向け取り組むこと。また、公共施設における省エネルギー及び節電対策を強化すること。

IX 美しい街並みの住みよいまち

- (1) 殿ヶ谷土地地区画整理事業への支援及び栗原地区土地地区画整理事業の事業認可早期取得に向けて最大限の努力を継続すること。
- (2) 箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業を着実に推進するとともに、都市計画道路福3・5・17号線箱根ヶ崎立体の早期整備に向け、東京都及び関係機関と連携して取り組むこと。

X 便利で快適に暮らせるまち

- (1) 水・緑と観光を繋ぐ回廊計画を中心に据え、各種施策の推進に努めること。特に回廊ルートの道路舗装等、実施可能な事業を推進すること。
- (2) 下水道プラン、下水道総合地震対策計画、下水道維持管理計画等に基づき、計画的な施設の維持・整備に努めること。また、災害時に町民の生活や健康面を守るための総合地震対策として、避難所にマンホールトイレを設置すること。
- (3) 八高線増発、車両基地及び複線化の促進を東日本旅客鉄道株式会社に働きかけること。

- (4) 都市計画道路福3・5・24号線整備事業を引き続き推進すること。
- (5) 良好な道路環境を目指し、計画的な生活道路の拡幅及び新設整備を行うこと。特に環境配慮の観点からも、道路照明灯のLED化について、導入路線を検討しながら実施すること。
- (6) 新青梅街道の拡幅再整備、多摩都市モノレールの延伸等、早期実現に向け東京都及び関係団体に働きかけるとともに、整備に向けた財源の確保に取り組むこと。また、都道179号線における歩行者の安全確保に向け事業を推進すること。

XI 連携と協働がささえるまち

- (1) 瑞穂町協働宣言に基づき、各事業の推進に当たっては、瑞穂町及び町民、社会貢献活動団体、企業等との協働による事業の具体化を図ること。
- (2) 町ホームページやメール配信システムの活用について、即時性のある情報発信及び利用者の利便性の向上に努めること。
- (3) みずほケーブルテレビを活用した（仮称）瑞穂町広報番組を制作し、町の身近な情報を放送することにより、住民への情報提供の充実を図ること。

XII 健全な行財政運営の自立したまち

- (1) 新庁舎建設基本計画に基づき、新庁舎建設工事に着手すること。なお、事務室の移転及び工事にあたり、住民サービスへの影響に配慮するとともに、安全対策を十分に講じること。
- (2) 行政評価の推進について、行政評価委員会に報告するとともに、議会及び町民に対してわかりやすく公表すること。
- (3) 第5次行政改革大綱に基づき、更なる住民サービスの向上及び効率的な行財政運営を進めること。
- (4) 指定管理者制度を未導入の施設についても、経営の効率化と利用者サービスの向上の観点から制度の導入及び業務委託を検討すること。
- (5) 自主財源の確保
 - ① 広告収入及び官民協働事業のほか、自主財源確保に向けた新たな収入方法の可能性を検討すること。

② 各種行政サービスにおける受益に応じた利用者負担の適正化を図ること。

(6) 統一的な基準による地方公会計制度に基づき、財務諸表（バランスシート、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書）を作成し、町の財政状況を町民に広く広報すること。また、関係部署は、公営企業及び一部事務組合の財務諸表を加えた連結財務諸表に意欲的に取り組み、透明性の確保に努めること。

(7) 人事給与制度改革等

① 人事考課制度の活用により、職員能力の底上げ及び資質の向上を目指し、能力・実績重視の人事・給与制度を引き続き推進すること。

② 再任用制度、フレックスタイム制等を効果的に活用し、機能的かつ効率的な組織運営を進めること。

(8) 人材育成基本方針に基づき、職員の政策形成能力、法務能力、課題解決能力等を養成し、職員の能力を最大限発揮できる体制づくりを進めること。

(9) 職員の能力が十分発揮できるよう、職場環境の整備及び心身の健康管理に努めること。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男女共同参画についても推進すること。